

市立総合病院で

初診料とは別に

選定療養費 1,080 円、
がかかります

平成 29 年 7 月 1 日(土)から

市立総合病院を初めて受診した際、初診料とは別に、初診に係る特別料金として、初診時選定療養費 1,080 円(税込)を負担していただくことになります。

初診時選定療養費って？

他の保険医療機関などからの紹介状なしに 200 床以上の病院を初診で受診した方から徴収する費用です。

国は、病院と診療所の機能分担の推進を図っており、これは、地域の診療所や小規模病院の「かかりつけ医」が初期診療を行い、さらに高度で専門的な医療は、大学病院や総合病院などが提供するという考えからの制度です。

初診の場合は、全員が対象なの？

初めて市立総合病院にかかる方と、以前に市立総合病院にかかったことがあり、診察券をお持ちの方でも、前回の病気が治癒し、診療が終了した方や自分の都合で、任意に診療を中断されていた方が、再び受診された場合は対象となります。

なお、次の場合は対象となりません。

市立総合病院の選定療養費は 1,080 円ですが、大学病院や総合病院など、病院により選定療養費の金額が異なるということです



どうして導入するの？

市立総合病院は、救急医療、小児医療および高度医療などに対応可能な「地域センター病院」として、南空知圏域内で中核的な役割を担っています。そのため、重症の急性疾患患者や慢性状態が悪化した患者に対し、高度で専門性の高い良質な医療を提供することが求められています。

今後も地域の基幹病院として、「かかりつけ医」ではなし得ない医療を確保・提供し、地域の医院や診療所との役割分担と連携をさらに進めるためです。

機能分担の推進は、重症の急性疾患患者や慢性状態が悪化した患者に対しての医療提供が図られ、地域における総合病院本来の機能を果たすことができるからです。

選定療養費 1,080 円がかからない方

- 他の病院、医院などからの紹介状を持参する
- 市立総合病院に通院中で、他の診療科を初診で受診する
- 緊急その他やむを得ない事情がある
 - 救急車で搬送され、緊急の診療などを必要とする
 - 重度心身障害者医療、乳幼児等医療、ひとり親家庭等医療の受給対象である
 - 生活保護を受けている、または結核医療、特定疾患など、国の公費負担対象である
 - 休日当番病院に指定されているときに診療を受ける
 - 健康診断などで精密検査受診の指示を受けた
 - 労働災害や公務災害、交通事故、自費で受診する

問合せ 市立総合病院医事課 ☎ 22 局 1650